

<長期育成循環施業協定参考様式>

筑波大学川上演習林地区長期育成循環施業協定書



(目的)

第1条 この協定は、別紙1に指定する筑波大学川上演習林の人工林において、森林を健全な状態に維持するための密度管理を適切に行うとともに、下層木の導入・育成を行い、森林の有する公益的機能の維持増進を図りつつ資源の循環利用を推進する施業（以下「長期育成循環施業」という。）を実施するため、川上村長（以下「川上村」という。）と森林所有者（以下「所有者」という。）が森林施業の方法、時期、その他必要な事項を定め、長期育成循環施業を計画的かつ円滑に推進することを目的とする。

(名称、対象区域及び面積)

第2条 この協定は「筑波大学川上村演習林地区長期育成循環施業協定」（以下「協定」という。）と称し、協定の対象となる森林の区域及びその面積等は別紙1に定めるとおりとする。

(所有者の責務)

第3条 所有者は、別紙1に定める森林について次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 別紙1に定める森林整備が計画的に実施されるよう努めること。
- (2) 更新伐実施年度の翌年度から起算して2年以内に更新に必要な措置を講じること。

【(3)は長期育成循環施業の伐採方法により、以下のいずれかを記載】

<個別林分型の更新伐を実施した場合>

- (3) 施業実施の翌年度から起算して最低15年間は別紙2に定める当該森林が維持すべき立木材積を下回ることとなる伐採は行わないこと。

<モザイク林誘導型の更新伐を実施した場合>

- (3) 施業実施年度から起算して5年間は伐区の隣接区域において更新伐は行わないこと。

(川上村の責務)

第4条 川上村は、長期育成循環施業実施箇所に係る台帳や森林計画制度の運用を通じて、長期育成循環施業の実施状況の把握に努め、第3条の森林整備が計画的に推進されるよう必要な措置を講じるものとする。

(その他)

第5条 この協定の変更又は廃止は、川上村と所有者の合意によらなければならない。

2 市（町村）は、所有者が第3条の責務を果たさなかった場合は協定の違反と見なし、必要な措置を取ることができるものとする。ただし、災害等特別な事由によりやむを得ないと甲が認めた場合はこの限りではない。

上記協定の締結に同意し、協定書を2通作成の上、各々1通を保管する。

平成 29年 8月 18日

(川上村) 住 所 長野県南佐久郡川上村大字大深山525

氏 名 川上村村長 藤原 忠彦



(所有者) 住 所 茨城県つくば市天王台1-1-1  
国立大学法人 筑波大学

氏 名 筑波大学長 永田 恒介



(別紙1)

森林の所在場所、所有者、樹種、林齢、面積、森林整備の方法及び時期等を記載する。

(別紙2)

当該対象森林が維持すべき立木材積を記載する。（標準伐期齢における立木材積に10分の5又は10分の7を乗じて得た材積とし、個別林分型の更新伐を実施する場合に限り記載。）